

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県事務処理の特例に関する条例		愛媛県事務処理の特例に関する条例	
平成12年3月24日 条例第11号		平成12年3月24日 条例第11号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村	事務	市町村
1～13 省略		1～13 省略	
14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号から第44号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。）	保健所を設置する市	14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	保健所を設置する市
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略	
(3)・(4) 省略		(2)の2・(2)の3 省略	
(5)～(10) 省略		(3)～(8) 省略	
(11) 省略		(8)の2 省略	
(12)～(17) 省略		(9)～(14) 省略	
(18) 省略		(14)の2 省略	
(19) 法第44条第1項		(15) 法第44条第1項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の設立の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務	
_____の規定に基づく医療法人の設立の認可			
_____に関する事務			
(20) 法第45条第2項、第55条第4項（法第57			

新	旧
<p>条第5項において準用する場合を含む。)) <u>第64条第3項及び第66条第2項の規定に 基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に關する事務</u></p> <p>(21) 法第46条の2第1項ただし書_____</p> <p>_____の規定に基づく理事の減員の認可_____</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(22) 法第46条の3第1項ただし書_____</p> <p>_____の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可_____</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(23) 法第47条第1項ただし書_____</p> <p>_____の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可_____</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(24) 法第50条第1項_____</p> <p>_____の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可_____</p>	<p>(16) 法第46条の2第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(17) 法第46条の3第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(18) 法第47条第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(19) 法第50条第1項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並び</p>

新		旧	
<p>_____に関する事務</p> <p>(25) 法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受理</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(26) 法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算の届出の受理</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(27) 法第55条第3項 _____</p> <p>_____の規定に基づく医療法人の解散の認可 _____</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(28) 法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受理</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(29) 法第56条第2項 _____</p> <p>_____の規定に基づく解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可 _____</p> <p>_____に関する事務</p> <p>(30) 法第56条第3項 _____</p> <p>_____の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可 _____</p> <p>_____に関する事務</p>		<p><u>に認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(20) 法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の<u>受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(21) 法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算の届出の<u>受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(22) 法第55条第3項（<u>法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）の規定に基づく医療法人の解散の認可の<u>申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(23) 法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の<u>受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(24) 法第56条第2項（<u>法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）の規定に基づく解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可の<u>申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(25) 法第56条第3項（<u>法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可の<u>申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p>	

新		旧	
<p>る事務</p> <p>(31) 法第57条第4項 _____ _____ _____の規定に基づく医療法人の合併の認可 _____ _____に関する事務</p> <p>(32) 法第63条第1項の規定に基づく医療法人に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務</p> <p>(33) 法第64条第1項の規定に基づく医療法人に対する措置命令に関する事務</p> <p>(34) 法第64条第2項の規定に基づく医療法人に対する業務の停止の命令及び役員解任の勧告に関する事務</p> <p>(35) 法第64条の2の規定に基づく特別医療法人に対する収益業務の停止の命令に関する事務</p> <p>(36) 法第65条の規定に基づく医療法人の設立の認可の取消しに関する事務</p> <p>(37) 法第66条第1項の規定に基づく医療法人の設立の認可の取消しに関する事務</p> <p>(38) 法第67条の規定に基づく弁明の機会の付与等に関する事務</p> <p>(39) _____ 法第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条の規定に基づく名称等の決定 _____ _____に関する事務</p>		<p>る事務</p> <p>(26) 法第57条第4項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(26)の2 法第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条の規定に基づく名称等の決定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付に関する事務</p>	

新	旧
<p>(40) 法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任_____に関する事務</p> <p>(41) 法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任_____に関する事務</p> <p>(42) _____法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受理に関する事務</p> <p>(43) _____法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受理_____に関する事務</p> <p>(44) _____法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受理_____に関する事務</p> <p>(45) ~ (48) 省略</p> <p>(49) 政令第5条の6第1項の規定に基づく医療法人台帳の備付けに関する事務</p> <p>(50) 政令第5条の6第2項の規定に基づく医療法人の主たる事務所の移転の通知に関する事務</p> <p>(51) 政令第5条の7の規定に基づく登記事項</p>	<p>(27) 法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務</p> <p>(28) 法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務</p> <p>(28)の2 法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</p> <p>(28)の3 法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(28)の4 法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(29) ~ (32) 省略</p> <p>(33) 政令第5条の7の規定に基づく登記事項</p>

新		旧	
<p><u>びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第47条第1項ただし書（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第50条第1項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第50条第3項の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第51条第1項の規定に基づく医療法人の決算の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第55条第3項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第55条第5項の規定に基づく医療法人の解散の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p>			

新	旧
<p>(10) <u>法第56条第2項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく解散した社団たる医療法人の残余財産の処分の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(11) <u>法第56条第3項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく解散した財団たる医療法人の残余財産の帰属の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(12) <u>法第57条第4項（法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</u></p> <p>(13) <u>法第68条において準用する民法第40条の規定に基づく名称等の決定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに決定書の交付に関する事務</u></p> <p>(14) <u>法第68条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務</u></p>	

新		旧	
務			
(15) <u>法第68条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代理人の選任の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務並びに選任書の交付に関する事務</u>			
(16) <u>法第68条において準用する民法第59条第3号の規定に基づく監事の報告の受付及び当該報告に係る報告書の知事への送付に関する事務</u>			
(17) <u>法第68条において準用する民法第77条第2項の規定に基づく清算人の登記の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>			
(18) <u>法第68条において準用する民法第83条の規定に基づく清算の結了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>			
(19) <u>医療法施行令（以下この項において「政令」という。）第5条の7の規定に基づく登記事項又は登記年月日の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>			
(20) <u>政令第5条の8の規定に基づく役員の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u>			
15～21 省略		15～21 省略	
22 <u>毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に</u>	<u>保健所を設置する市</u>	22 削除	

新		旧	
<p>基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第22条第1項の規定に基づく業務上取扱者の届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第22条第2項の規定に基づく業務上取扱者に該当することとなった者の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第22条第3項の規定に基づく事業の廃止等の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定に基づく措置命令に関する事務</p> <p>(6) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務</p> <p>(7) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の変更の命令に関する事務</p> <p>(8) 法第22条第6項の規定に基づく措置命令に関する事務</p>			
23～25 省略		23～25 省略	
<p>26 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第34条の2第1項の規定に基づく択伐</p>	各市町村	<p>26 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p>	各市町村

新		旧	
<p><u>による立木の伐採の届出の受理及び同条第2項の規定に基づく択伐の計画の変更命令に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第34条の3第1項の規定に基づく間伐のための立木の伐採の届出の受理及び同条第2項において準用する法第34条の2第2項の規定に基づく間伐の計画の変更命令に関する事務</u></p>		<p>(2) <u>法第34条の2第1項の規定に基づく間伐のための立木の伐採の届出の受理及び同条第2項</u> <u>の規定に基づく間伐の計画の変更命令に関する事務</u></p>	
27～29 省略		27～29 省略	
<p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第31条の2第2項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第62条の3第4項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p>	各市	<p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第31条の2第2項第11号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第62条の3第4項第11号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p>	各市
31 省略		31 省略	

新		旧	
<p>32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第31条の2第2項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第62条の3第4項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p>	各町村	<p>32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>法第31条の2第2項第11号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第62条の3第4項第11号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p>	各町村
33～49 省略		33～49 省略	
<p>49の2 <u>騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第4条第1項の規定に基づく規制基準</u></p>	今治市及び新居浜市		

新		旧	
<p><u>の設定に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第18条第1項の規定に基づく常時監視に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第18条第2項の規定に基づく報告に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第19条の規定に基づく公表に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第22条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務</u></p> <p>(8) <u>騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づく区域の指定に関する事務</u></p> <p>(9) <u>特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定に基づく区域の指定に関する事務</u></p>			
50～55 省略		50～55 省略	
<p>55の2 <u>悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第3条の規定に基づく規制地域の指定に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第4条の規定に基づく規制基準の設定に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第5条第2項の規定に基づく意見の聴取に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第6条の規定に基づく公示に関する事務</u></p>	今治市及び新居浜市		

新		旧	
務			
(5) <u>法第21条第1項の規定に基づく協力を求めることに関する事務</u>			
56・56の2 省略		56・56の2 省略	
56の3 <u>振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u>	今治市及び新居浜市		
(1) <u>法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する事務</u>			
(2) <u>法第3条第3項（法第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示に関する事務</u>			
(3) <u>法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定に関する事務</u>			
(4) <u>法第20条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることに関する事務</u>			
(5) <u>振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下この項において「省令」という。）別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定に関する事務</u>			
(6) <u>省令別表第2備考1及び2の規定に基づく区域及び時間の指定に関する事務</u>			
57～62 省略		57～62 省略	